

○東成瀬村原油価格高騰対策事業継続支援金交付要綱

令和4年8月1日

告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、村内事業者等の負担軽減を図るため、事業継続支援金を交付することについて、東成瀬村補助金等の適正化に関する規則（平成28年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所をいう。

(2) 従業員 常時雇用する従業員（専従者を含む）をいい、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 過去1年間以上の期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設をいう。ただし、民宿及びキャンプ場は除くものとする。

(4) 医療施設 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる小分類833歯科診療所の用に供する施設をいう。

(5) 社会福祉・介護施設 日本標準産業分類に掲げる小分類853児童福祉事業及び小分類854老人福祉・介護事業の用に供する施設をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、令和4年6月1日以前から村内において事業活動を行っており、今後も継続して事業を行う意思がある者とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、村長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 村内に事業所等を有し、村内の事業所等において事業活動を行っている法人

(2) 村内に住所地を有する個人事業主

(3) 村有施設の運営管理等を村から受託している事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(2) 宗教的又は政治的目的を持って事業を行っているとは認められる者

(3) 収益事業を行っていない者

(4) 事業内容が公序良俗に反すると認められる者

(5) 第1条の目的から交付対象者とするのが適当でないと村長が認める者

(支援区分)

第4条 支援金は次の区分に分類するものとし、交付対象者が両方の区分に該当する場合は、どちらかを選択できるものとする。

(1) 村内の事業所等に従事する従業員数に応じた定額支援

(2) 対象経費及び交付率等から算出した実額支援

(交付基準及び交付額等)

第5条 前条に定める支援区分ごとの交付対象者、交付基準及び交付額等は、別表に定めるところによる。

2 前項の補助金の算出に当たっては、交付率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 支援金の交付を受けようとする事業者は、村長が別に定める日までに東成瀬村原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号-1）又は東成瀬村原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号-2）に、誓約書（様式第2号）及び必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、第4条第1号に該当するものは1事業者1回限りとする。また、第4条第2号に該当するものは、複数回に分けて複数月分を申請するものとする。

3 本条に規定する交付申請は、支援金の実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、東成瀬村原油価格高騰対策事業継続支援金交付決定通知書（様式第3号）に

より、当該申請事業者に支援金の交付決定を通知し、交付するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号に規定する事業者該当しないと判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により支援金を受けたとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

(4) その他村長が交付を取り消すことが必要であると判断したとき。

2 前項の場合において、村長は、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

支援区分	交付対象者	交付基準及び交付額等
(1) 村内の事業所等に 従事する従業員数に 応じた定額支援	ア 第3条第1号、 第2号のいずれ かに該当する事 業者	<p>村内の事業所等で常時雇用する従業員数に 応じて定額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数2人以下 3万円 ・従業員数3人～10人 7万円 ・従業員数11人～20人 10万円 ・従業員数21人以上 15万円
(2) 対象経費及び交付 率等から算出した実 額支援	<p>ア 上記のうち、宿 泊施設、医療施設 及び社会福祉・介 護施設を運営す る事業者</p> <p>イ 第3条第3号 に該当する事業 者</p>	<p>ア 対象経費 対象事業者が管理運営等を行う事業所等や 村有施設の「電気料金」又は「燃料費」のい ずれかの経費</p> <p>イ 対象期間及び交付率 令和4年4月～12月分として支出した対 象経費と前年同月期との差額の1/2を助成 ただし、ジュネス栗駒スキー場については、 対象期間を令和4年11月～令和5年2月分 までとする</p>